

静岡市駿河区長田地域包括支援センター 指定介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人静和会が開設する静岡市駿河区長田地域包括支援センター指定介護予防支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の担当職員が、要支援者及び事業対象者(以下「利用者」という)に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、利用者の依頼を受けて介護予防サービス・支援計画書を作成すると共に、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行なうものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 静岡市駿河区長田地域包括支援センター
- (2) 所在地 静岡県静岡市駿河区みずほ2丁目12-7

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 担当職員 7名以上(管理者含む)
担当職員は、介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、事業者との連絡調整等を行なう。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
通常月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。
- (2) 営業時間
午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容及び利用料等)

第6条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容は次のとおりとし、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準及び静岡市

長が別に定める基準によるものとする。

- (1) 介護予防サービス・支援計画書の作成
- (2) サービス事業者との連絡調整等

2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防支援及び指定介護予防ケアマネジメントに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から片道概ね10キロメートル未満 300円
- (2) 事業所から片道概ね10キロメートル以上 600円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事務の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、静岡市駿河区長田東小学校区・長田南小学校区・川原小学校区の区域とする。

（虐待防止に関する事項）

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第9条 事業所は、担当職員の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人静和会と事業所管理者との協議に基づいて定める事とする。

5 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策体制の整備の実施。

附則

- この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 20 年 3 月 15 日から施行する。
- この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 30 年 5 月 22 日から施行する。
- この規程は、平成 31 年 4 月 11 日から施行する。
- この規程は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。